

読谷村 こども誰でも通園制度

全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するために創設された新たな通園制度です。

対象児童

読谷村に住所を有する利用日時点で0歳6か月～3歳児未満の未就園児

※未就園児とは保育所、認定こども園小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、事業所内保育所、企業主導型保育事業所等に通っていないこどものこと。(認可外保育所は除く。)

実施施設

①読谷村子育て支援センターはばたけ【住所:読谷村字高志保 1406 番地(読谷保育所2F)】

②てのひら助産院【住所:読谷村字大湾 423 番地】

※実施日時等の詳細情報は裏面をご覧ください。

利用可能時間

子ども1人あたり月10時間

※利用形態は1単位(2.5時間)、2単位(5時間)
ならし通園(1時間、1.5時間)

利用金額

1時間あたり300円/人

※減額制度がございます。詳細は裏面をご覧ください。

利用の流れ

利用登録
申請

村にて
審査

申請者へ登録
通知書発行

利用希望施設に
面談予約・面談

利用予約

利用開始

申請方法

右の申請フォームより申請。

※申請から通知書の発送までは約1週間かかります。

※こども未来課の窓口での申請も可能です。

※広域(村外)利用のための登録につきましては、
こども未来課までお越しください。



(LINE 申請フォーム)

面談・利用予約について

「こども誰でも通園制度総合支援システム」にて申請。

利用登録後に発行されるアカウントにてログインし、面談予約・利用予約を行ってください。



(問合せ先) 読谷村役場こども未来課 TEL : 098-982-9240

読谷村誰でも通園制度実施施設

施設名	住所	事業実施日	実施時間	利用定員	おやつ	給食	QRコード(HP)
読谷村子育て支援センターはばたけ (TEL:098-958-3025)	高志保 1406 番地 (読谷保育所2F)	木曜日	(午前の部)9:00~11:30 (午後の部)13:00~15:30 (2単位利用)9:00~14:00	2名	なし (持込可)	なし (持込可)	
てのひら助産院 (TEL:080-1755-7525)	大湾 423 番地	(固定日) 月・火・木・金 (変動日) 水・土	(午前の部)9:00~11:30 (午後の部)12:30~15:00 (2単位利用)9:00~14:00	2名			

減額対象世帯及び減額する金額

対象要件	生活保護世帯	非課税世帯	市町村民税所得割合算額が 77,101円未満の世帯	要保護児童対策協議会登録の要支援及び 要保護児童、その他支援が必要と認めた世帯
減額する金額 (1時間あたり)	300円	240円	210円	150円

注意事項

- 利用登録を決定しても、施設の受入体制や空き状況により利用ができない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- 利用途中で満3歳になった場合、保育所等(認可外は除く)に入所した場合、村外に転出した場合は利用終了となります。
- 虚偽その他不正な手続きが発覚した場合、やむを得ない事情によりお子さんの保育が困難となる場合には利用登録を取り消すこともございますのであらかじめご了承ください。
- 利用期間中に住所や連絡先、お子さんの情報等の登録申請情報が変わる場合には子ども未来課に変更申請を行ってください。
- 障がいのあるお子さん、医療的ケアを要するお子さん、その他アレルギーなど特に配慮が必要なお子さんは 事前に子ども未来課にご相談ください。
- 再三の注意があるにも関わらず、無断でのキャンセルや送迎の遅れ等の行為が続く場合は、当事業の利用登録を取り消しする場合がございますのであらかじめご了承ください。
- 利用キャンセルについてはあらかじめ読谷村役場もしくは利用施設にてキャンセルポリシーをご確認ください。

(問合せ先) 読谷村役場子ども未来課 TEL : 098-982-9240